

石田 眞 氏 / 早稲田大学名誉教授

「シンポジウム趣旨説明」

早稲田大学名誉教授の石田と申します。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私は、正確にいますと主催者の一員ではありませんので、主催者としての趣旨説明をすることはできませんが、この国際シンポを開催するにあたって AOTS の方々からご相談を受けてきたという立場からシンポジウムの趣旨・構成についてお話をしたいと思います。

私とこのシンポジウムの関わりは、今日イギリスからの報告を担当されますデビット・カブレリ先生をご紹介したということが契機であります。デビットは私のイギリスにおける親しい友人の一人でありまして、このシンポジウムのスピーカーとしてご紹介をしたということでもあります。

本日の趣旨についてはまず三つの観点からお話したいと思います。1つ目はシンポジウムの目的、次にその背後にある問題関心は何か、それから最後に何故イギリスとフランスを取り上げるのかということでもあります。

まず目的については、私に関わる前にこのシンポジウムの趣旨・目的がすでに出来上がっておりまして、そこでは、イギリス・フランスの労働契約法制と労働契約紛争の解決制度に学んでそれを日本の現状と比較することによって、わが国への示唆を得ると書かれておりました。そこで、私は、両国の労働契約法制から示唆を得るというシンポジウムを「いま」なぜ実施するのか、その理由を考えたわけであります。

労働契約法制というと、非常に広いテーマとなり、それに関しては、現在、様々な問題が取り挙げられています。ただし、その中でもとりわけ重要なのは、労働契約の終了、特に解雇紛争の解決制度についてかと思えます。したがって、テーマを絞るとすれば「イギリス・フランスの労働契約の終了、特に解雇に関する法的なルールと解雇紛争の解決制度に学び、日本の現状との比較を通じて示唆を得る」。こういう風になるだろうと推察しました。

そして、その背後にはどういう問題関心があるかということですが、若干私の観点を加えて申しますと、それは、わが国の今後の労働市場のあり方と関連をしているのではないかと思います。わが国では、近年、日本的雇用システムの根幹にあった長期雇用の慣行が揺らいできており、労働者も多様化・流動化をしています。そういう状況の下では、今後どう労働市

場を目指すのかということが問題になるわけではありますが、その中でも、解雇とその救済をどう位置づけるのかということが課題になるだろうと思います。

具体的には、わが国では、2002年から解雇の金銭解決制度についての検討が始まっていますが、直近では、2015年の7月の「透明かつ公正な労働紛争解決システムに関する検討会報告書」において、労働者の申し立てに基づく解雇の金銭解決制度に関する案が提示されて、この報告書を受け2018年から厚生労働省内に「解雇無効時の金銭解決制度に関する技術的論点に関する検討会」が設けられ、法的な論点の検討が行われております。こういったことがこのシンポジウムの背後にある問題や関心だろうと思います。

ではなぜイギリスとフランスが選ばれたのかです。わが国において解雇金銭解決制度はまだ導入されておりませんので、導入の可否や導入するとしたらどういう制度にすべきかが議論の焦点になります。イギリスとフランスの制度がわが国のそれと共通しているのは、解雇に正当理由の存在を要求することです。解雇の救済としては、原状回復と補償金の支払いの二つが準備されておりまして、言葉の問題はともかくとして、両国とわが国は、制度として原状回復と補償金の請求が選択的に可能だということになっています。そういう意味では共通しているわけですが、ただし、わが国とイギリス・フランスの最大の違いは何かといえば、イギリスとフランスは解雇の金銭解決制度が解雇法制の中に組み込まれていることです。日本では、そうなっていません。事実上金銭解決となることが多いのですが、解雇法制の中に金銭解決制度は組み込まれておりません。イギリスとフランスから解雇法制に組み込まれた解雇の金銭解決制度とはどういったものなのか、ここから何か学ぶことができるのではないかという問題だと思います。

シンポジウムのテーマとしては「イギリス・フランスの労働契約法制と労働契約紛争の解決制度に学び、それらを日本の現状と比較することにより、わが国への示唆をうる」とありますので、これを見て参加された方は解雇の金銭解決制度だけが問題だと思って参加された方ばかりではなく、労働契約法制のそれぞれの国でのあり方に関して、様々な関心を持たれていると思います。イギリスの Brexit が労働契約法制にどのような影響を与えるのかとか、フランスのマクロン大統領の労働法制改革、特に解雇改革は今どうなっているのか、なぜそのようなことになっているのかなど様々な問題があります。実際、そういう質問も数多く受け取っております。

ということで、解雇の金銭解決制度のあり方の問題は重要な論点と思いますが、議論としてはより広く行いたいと思います。例えば、ギグエコノミーの下での「労働者性」問題に関する質問もいただいております。

シンポジウムの構成としては、最初は基調報告と解説ということでイギリスおよびフランスから両国の実情についてご講演をいただき、それについて日本側から解説を加えるという流れになっています。案内の中では講演部分と解説部分に分かれたスケジュールとなっていました。それぞれ国ごとに講演と解説とを組み合わせせております。

第2部のパネルディスカッションでは会場のみなさんから質問を交えて、様々な角度から議論ができればと思っております。

以上簡単ですが趣旨説明を終えたいと思います。どうもありがとうございました。